

一般社団法人 日英アフタヌーンティー協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日英アフタヌーンティー協会（以下「本会」という。）定款第3条の規定に基づき、本会の会員（賛同会員を除く。以下同じ。）の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会の会費は年会費制とし、会員の種類及び区分に応じて、次のとおり定めることとする。

会員の種類

フレンド会員・認定講師会員	5,000 円/年度
個人会員1（マスター会員）	3,000 円/年度（認定講座修了者）
個人会員2	1,000 円/年度（その他）

(会費の納入)

第3条 前事業年度内に定款第8条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納入)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項に規定する会費において、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 本条第1項の会費の納入は、第3条第2項の規定を準用する。

4 下半期に入会し、全額支払った場合の次年度の会費は半額とする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第5条 第1項の規定により正会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第4条の規定を準用することとし、当該会費の額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における正会員の会費として納入しなければならない。ただし、賛助会員として納入した会費の額の方が大きい場合は、その納入を免除する。

2 正会員が、入退会規程第8条第1項の規定により賛助会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

(会費の免除)

第6条 本会は、定款第7条第3項の規定により、会員であって本会の事業に顕著に貢献している会社、会社以外の団体又は個人について、次の各号の一に該当するものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。

(1)本会が行う事業において、「アフタヌーンティー」に関する講演、講習又は著述、編さん等を行い、その業績が著しい経験者

(2)本会が行う事業において、「アフタヌーンティー」に関する技や知識で多大な実務貢献を行い、その業績が著しい会社、会社以外の団体又は個人

2 前項の会費の免除は、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会費の免除の取消し)

第7条 本会は、前条第1項の規定により会費を免除された会社、会社以外の団体又は個人について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

(退会)

第8条 会員が本協会を退会しようとするときは、「退会届」を理事宛に提出しなければならない。ただし、途中退会でも納入済みの会費の返還は行わず、会員権利も年度末まで有するものとする。

(退会勧告)

第9条 会員が次の各号に掲げる事由の一に該当した場合、理事会に諮り承認を得て退会勧告をする。

(1) 本会の名誉を毀損したと認められる者。

(2) 本会が運営するグループコミュニティで退会処分になった者。

2 会長は、前項の措置を決定するにあたっては、理事会に対象会員及び関係当事者の出席を求め、その弁明、意見を聴く等、事実の確認及び公正な措置に配慮しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

付則 この規程は、2020年4月1日から施行する。

一般社団法人 日英アフタヌーンティー協会 入会申込書 (個人)

一般社団法人 日英アフタヌーンティー協会
代表理事 橋本 陽子様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。入会後は、一般社団法人 日英アフタヌーンティー協会の定款及び各規程を遵守いたします。

氏名		会員番号	
生年月日	西暦 年 月 日	性別	男 女
住所			
メールアドレス			
電話番号			

会員の種類・区分	講師会員 マスター会員 ライト会員
会費額	円
入会希望日	年 月 日

協会目的 (定款第3条・4条より)

第3条 当法人は、アフタヌーンティー (喫茶文化のひとつ) を普及させ、それに関わる生産者、提供者、消費者の生活や経済の発展を通じて社会経済の発達に寄与することを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 アフタヌーンティーに関する調査・研究
- 2 アフタヌーンティーに関する情報の提供事業
- 3 アフタヌーンティーに関する広報活動
- 4 アフタヌーンティーに関する人材の育成
- 5 アフタヌーンティー関連商品の開発と販売
- 6 その他目的を達成するために必要な事業